

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第11号

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

聖籠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年聖籠町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。